

住みやすい**地域づくり**を応援します



# エコ福祉助成

## 2024年度助成事業 団体募集！

**応募期間** 2023年 9月25日(月)～10月30日(月)必着

**助成金額**

総額 **200** 万円  
上限 **30** 万円/1団体

**助成対象**

高齢者、障がい者、生活困窮者、  
子ども・子どもの親(保護者)・若者が  
暮らしやすい社会になるための事業、  
または、その事業に必要な調査・研究

**事業期間**

2024年4月1日～  
2025年3月31日

生活クラブ虹の街には、組合員からの毎月100円の掛金で運営する助けあいのしくみ「エコロ制度」があります。

「エコ福祉助成」は、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し創設した「エコ福祉基金」の一部で、原資は掛金から積み立てています。

助成を通じ、生協の事業や運動だけでは解決できない課題に取り組む団体の皆さんの活動を応援し、共に持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

2022年度の助成実績はこちら →



窓口  
お問い合わせ

生活クラブ生活協同組合(千葉) 福祉・たすけあい事業部:川島

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12 (受付時間 9～17時 土日休み)

TEL : 043-278-7768 FAX : 043-279-7490

\*生活クラブ生協(千葉)は、通称「生活クラブ虹の街」としてあります

# エコロ福祉助成 応募要項（抜粋）



エコロは、「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。  
エコロマークには、困った時は手を差し伸べ、助けあうという思いが込められています。

## ✂ 応募団体の資格 ✂

次のすべてに該当する団体とします。

- (1) 千葉県内で地域を基盤として活動する団体です。（法人格の有無、活動年数は問いません。）
- (2) 申請した事業について、適切に実施できる団体とします。
- (3) 当組合によるヒアリング、事業報告書の提出・公表、助成金贈呈式への参加に同意いただける団体とします。
- (4) 以下のいずれにも該当しない団体とします。
  - ・ 公共の福祉に資さない個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・ 反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体、その他法令、公序良俗等に違反する団体

## ✂ 対象となる事業と実施期間 ✂

- (1) 高齢者、障がい者、子ども・子どもの親(保護者)・若者、生活困窮者が暮らしやすい社会になるための事業を対象とします。
- (2) 高齢者、障がい者、子ども・子どもの親(保護者)・若者、生活困窮者が暮らしやすい社会になるための事業に必要な調査・研究を対象とします。
- (3) 2024年4月1日～2025年3月31日の間に実施される事業を対象とします。 ※1団体につき1件の応募に限ります

## ✂ 助成の財源と助成額 ✂

- ・ 生活クラブ虹の街エコロ制度では、組合員からのエコロ制度掛金の一部をエコロ福祉基金として積み立てており、『エコロ福祉助成』についても厳密に予算化されています。その予算にあたる助成金総額の上限は200万円です。
  - ・ 1団体あたりの助成額は30万円を上限とします。
- ※同一事業（同一費用項目）について、他の助成金と重複しての申請はできません。

## ✂ 助成対象となる費用 ✂

申請した事業実施に係る次の項目（会議費、旅費交通費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、諸謝金、調査研究費など）

## ✂ 応募期間 ✂

2023年9月25日（月）～10月30日（月）必着

期日には余裕をもってご提出ください

## ✂ 応募要項、応募用紙 ✂

- ・ 応募要項、必要書類（紙、Word版）のご請求は、直接窓口へ起こしいただくか、電話、メールにてお申し出ください。  
メールアドレス：[saki.kawashima@s-club.coop](mailto:saki.kawashima@s-club.coop)（担当 川島）
- ・ PDF版は、生活クラブ虹の街ホームページからダウンロードできます。

担当者  
メール



必要書類  
ダウンロード



## ✂ 審査方法 ✂

- ・ 審査は当組合が設置する審査会により、第1次審査（書類審査・12月中旬結果郵送）を通過した団体に対し、下記日程にて第2次審査（公開プレゼンテーション）を行います。

開催日時：2024年2月10日（土）13:00～14:30

会場：生活クラブ生協 千葉本部1階 地域交流スペース渚（千葉市美浜区真砂5-21-12）

※1月に生活クラブ虹の街組合員を対象とした組合員投票を実施します。その投票結果も第2次審査に反映させます。

※第2次（最終）審査の結果は2月下旬に各団体に文書にてお知らせします。